

一般社団法人日本疫学会定款施行細則

一般社団法人日本疫学会（以下、「当法人」という）定款に基づき、次の通り施行細則を定める。

各種委員会に関する細則

定款第47条に基づき、一般社団法人日本疫学会の各種委員会について定める

第1条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、各種委員会を設置することができる。

第2条 各種委員会には委員長をおく。理事長が委員長を指名し、理事会がこれを承認する。

第3条 委員の数は若干名とし、委員長が推薦し理事会がこれを承認する。

第4条 委員の任期は、理事会の任期期間とする。但し、再任を妨げない。編集委員会委員と選挙管理委員会委員の任期は別に定める。

第5条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

- 1 本細則は、2016年5月10日から施行する。
- 2 本細則の改正は、2017年11月3日から施行する。